

別 添

(元) 東部健康増進センター樹木伐採・除草及び敷地整備業務（１工区）仕様書

1 業務の名称

(元) 東部健康増進センター樹木伐採・除草及び敷地整備業務（１工区）

2 業務の場所

(元) 東部健康増進センター（鳥取市松原 343）

別添 1 「(元) 東部健康増進センター位置図（１工区）」参照

3 業務期間

契約締結日～令和 8 年 10 月 30 日

4 委託業務の内容

(1) 通路にかぶる樹木の伐採、雑草の除草、除草剤の散布

ア 通路にかぶる樹木を根元で伐採し、トラック等車両の通行が可能にすること。

なお、雑草は草丈 2 センチメートル以内に刈り取ること。

イ 作業場所、周辺環境、樹木及び雑草の繁茂具合を考慮し、機械又は人力により適切に行うこと。

ウ 伐採した樹木及び除去した雑草は、動線上、人目につかない敷地内の空いた場所に置くことも差し支えない。

エ 除草剤を散布し、当面の間、雑草が生えにくい状態を維持すること。

(2) 簡易舗装（碎石敷）

ア トレーニングホール非常口前の樹木を伐採し、碎石舗装を行うこと（100 m²程度）。

イ トラック等車両がトレーニングホール非常口前に横付け可能にすること。

5 委託業務完了後の手続について

(1) 完了報告

ア 受注者は、業務が完了したときは、20 日以内に業務完了報告書を 1 部作成（作業前、完了後の写真を添付）し、発注者へ提出すること。

イ 発注者は、完了報告書受理後 10 日以内に検査を行う。

(2) 委託料の支払

ア 受注者は、発注者の検査完了後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

6 その他

(1) 業務期間内において、発注者が資料の提出を求めたときには、速やかに応ずること。

(2) 打合せは、着手前のほか、必要に応じて行う。

(3) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(4) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定める。